

別記

京都府農薬危害防止運動の実施について

1 趣 旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、府民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも重要である。

また、住宅地や公共施設等の周辺における農薬使用について、人や環境への配慮が強く求められており、地域や関係部局間の連携体制を強化し農薬危害防止の徹底を図ることが必要となっている。

このため、京都府では国が実施する農薬危害防止運動と緊密に連携して取り組むこととし、次のとおり農薬危害防止指導強化期間を定め、関係法令についての周知徹底、農薬の性質等に関する正しい知識の普及により、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、農薬による事故等の未然防止を目的として農薬危害防止運動を実施するものとする。

2 農薬危害防止指導強化期間

平成30年6月1日から平成30年9月30日まで

3 実施事項

- (1) 広報誌等による啓発
- (2) 関係機関等への協力要請、連携強化
- (3) 農薬使用者に対する農薬の適正使用、保管管理及び健康管理の指導
- (4) 講習会等の開催
- (5) 農薬販売者に対する立入検査の実施及び毒物劇物に関する自主点検実施の指導
- (6) ゴルフ場農薬安全使用指導要綱等に基づく指導及び助言
- (7) 人、環境への危害防止対策
- (8) その他危害防止に必要な事項

4 重点指導事項

〈農薬使用者に対する指導事項〉

- (1) 登録農薬使用の徹底
- (2) 農薬使用基準に基づく農薬総使用回数、適用作物等を遵守した適正使用の徹底
- (3) 農薬の飛散防止の徹底
- (4) 住宅地等周辺でのクロルピクリン剤の使用の自粛
- (5) 農薬の適切な保管管理、容器移しかえ等禁止の徹底

- (6) 農薬使用現場の周辺住民及び環境に十分配慮をした防除指導の徹底
- (7) 耕種的防除技術導入の促進
- (8) 低毒性農薬による安全防除の徹底
- (9) 農薬適正使用に関する知識及び技術の普及
- (10) 使用残農薬、空容器及び空袋の適正処理の徹底
- (11) 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の徹底
- (12) ゴルフ場農薬安全使用指導要綱及びゴルフ場農薬安全使用指針の徹底

〈農薬販売者に対する指導事項〉

- (1) 無登録農薬の取扱いの禁止
- (2) 農薬取締法及び毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容の徹底
- (3) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識・技術の普及

5 農薬による事故発生時の対応

万一、農薬による中毒事故が発生した場合は、直ちに医師の手当を受けるよう指導する。

処置法等について不明な点は、担当医師から財団法人日本中毒情報センター（中毒110番）に連絡してもらい、情報を得る。

★中毒110番 大阪（365日、24時間対応）

一般市民専用電話の番号 072-727-2499

医療機関専用有料電話の番号 072-726-9923